

8月1日以降も

窓口受付時間の短縮を**継続**します

窓口受付時間 午前8時30分～午後4時
(役場開庁時間)

[対象施設] 松田町役場

☎ 総務課 庶務係 ☎ (83)1221

※電話の受付時間は午前8時30分～午後5時15分

役場の窓口受付時間を3月1日から7月31日まで試行的に短縮(午前8時30分から午後5時15分⇒午前8時30分から午後4時)していますが、本年3月から5月までの3カ月間の結果に効果がみられることから、8月以降も、窓口受付時間の短縮を継続します。今後も、町民サービスの質の向上と職員の働き方改革の両面の実現を目指していきます。

【3月～5月の実績】

●午後4時～5時15分の間の来庁者

⇒1日平均で2.6人(うち予約者数0.8人)

●お客様からのご意見

⇒「なぜ窓口受付時間を短縮するのか」といった、問い合わせが2件ありました。本取り組みの趣旨(時間外勤務を前提とした状況の是正、町民サービスの質の向上など)を説明し、ご理解いただきました。

●職員の時間外勤務時間の削減

⇒役場全体で176時間の**減**
窓口業務の多い所属で130時間の**減**

●短縮した時間の有効活用

⇒窓口終了後の事務処理などを午後4時から開始できるほか、より良い町民サービスを提供するための準備時間も確保できるようになっています。



午後4時以降も次のサービスにより、住民票の写しなどを取得できます

●役場1階のサービスコーナー (事前予約制)

☎ 町民課 ☎ (83)1225
税務課 ☎ (83)1224

開庁時間外に住民票の写しや所得証明書などが取得できるサービスです。

●利用時間：

平日：午後4時～7時
土曜・日曜・祝日：
午前8時30分～午後7時



詳細はこちら

●コンビニ交付サービス

☎ 町民課 ☎ (83)1225

マイナンバーカードで、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できます。

●利用時間：

午前6時30分～
午後11時



詳細はこちら